

## 令和元年第2回砂川市議会定例会

令和元年6月19日（水曜日）第3号

### ○議事日程

#### 開議宣告

- 日程第 1 報告第 1号 繰越明許費の繰越しについて  
報告第 2号 継続費の通次繰越しについて
- 日程第 2 議案第 9号 財産の取得について  
議案第10号 財産の取得について
- 日程第 3 議案第 4号 砂川市基金条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 5号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 6号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 7号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 8号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第11号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について  
議案第 1号 令和元年度砂川市一般会計補正予算  
議案第 2号 令和元年度砂川市介護保険特別会計補正予算  
議案第 3号 令和元年度砂川市下水道事業会計補正予算
- 散会宣告

### ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 報告第 1号 繰越明許費の繰越しについて  
報告第 2号 継続費の通次繰越しについて
- 日程第 2 議案第 9号 財産の取得について  
議案第10号 財産の取得について
- 日程第 3 議案第 4号 砂川市基金条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 5号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 6号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 7号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 8号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 111号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について

議案第 1号 令和元年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 令和元年度砂川市介護保険特別会計補正予算

議案第 3号 令和元年度砂川市下水道事業会計補正予算

○出席議員（12名）

議長 水島美喜子君

議員 中道博武君

多比良和伸君

高田浩子君

増井浩一君

辻 勲君

副議長 増山裕司君

議員 永関博紀君

佐々木政幸君

飯澤明彦君

沢田広志君

小黒弘君

○欠席議員（1名）

議員 北谷文夫君

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長

善岡雅文

砂川市教育委員会教育長

高橋 豊

砂川市監査委員

栗井久司

砂川市選挙管理委員会委員長

其田晶子

砂川市農業委員会会長

関尾一史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長

湯浅克己

病院事業管理者

平林高之

総務部長

熊崎一弘

兼会計管理者

市民部長

峯田和興

保健福祉部長

中村一久

経済部長

福士勇治

建設部長

近藤恭史

建設部技監

小林哲也

病院事務局長

朝日紀博

病院事務局審議監	山田基
総務課長	東正人
政策調整課長	井上守

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	河原希之
------	------

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長	山形譲
--------	-----

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	熊崎一弘
-------------	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	福士勇治
-----------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長	和泉肇
事務局次長	川端幸人
事務局主幹	山崎敏彦
事務局係長	斉藤亜希子

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 水島美喜子君 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席、遅参の届け出のあった方を事務局長に報告させます。

○議会事務局長 和泉 肇君 本日の会議に欠席と届け出のありました議員は、北谷文夫議員であります。

○議長 水島美喜子君 議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第1 報告第1号 繰越明許費の繰越しについて

報告第2号 継続費の通次繰越しについて

○議長 水島美喜子君 日程第1、報告第1号 繰越明許費の繰越しについて、報告第2号 継続費の通次繰越しについての2件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 報告第1号 繰越明許費の繰越しについてご報告を申し上げます。

地方自治法第213条第1項の規定に基づき繰越明許費を繰り越いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものであります。

平成30年度砂川市一般会計繰越明許費繰越計算書に基づきご説明をいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、事業名、プレミアム付商品券事業は金額179万3,000円、10款教育費、2項小学校費、事業名、各小学校空調設備設置事業は金額5,929万7,000円、同じく、3項中学校費、事業名、各中学校空調設備設置事業は金額2,276万1,000円、全額を翌年度に繰り越しするものであります。

財源内訳につきましては、未収入特定財源は国、道支出金及び地方債であり、それぞれあわせて繰り越すものであります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告第2号 継続費の通次繰越しについてご報告を申し上げます。

地方自治法第212条第1項の規定に基づく継続費を繰り越いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告をするものであります。

平成30年度砂川市一般会計継続費繰越計算書に基づき説明をいたします。2款総務費、1項総務管理費、事業名、庁舎建設基本設計・実施設計委託でございます。継続費の総額は9,566万7,000円であり、平成30年度継続費の予算額は7,213万2,000円でありますが、そのうち平成30年度支出済額が5,466万9,000円であり、残額1,861万4,000円を翌年度、すなわち平成31年度へ通次繰り越しするものであります。その財源は、繰越金1,861万4,000円であります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 これより報告第1号及び第2号の一括質疑に入ります。  
質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号及び第2号を終わります。

◎日程第2 議案第9号 財産の取得について  
議案第10号 財産の取得について

○議長 水島美喜子君 日程第2、議案第9号 財産の取得について、議案第10号 財産の取得についての2件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 議案第9号 財産の取得についてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、駅前地区の整備のため、株式会社永大商事所有の土地及び建物を事業用地として先行取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次ページをお開きください。取得する土地の表示は、所在地、西1条北2丁目7番から16番までの10筆、地目、宅地、地積、3,024.75平方メートル、西2条北2丁目1番18、地目、宅地、1,779.82平方メートル、合わせて4,804.57平方メートル。

2、建物の表示は、所在、家屋番号、種類、構造、面積は記載のとおりであります。家屋番号11番は塾、貸し事務所として使用しております永大ビル、家屋番号13番は市で借り上げておりますSUBACO、家屋番号16番の2及び未登記は旧パーラーグラウンドの建物でございます。

取得者は砂川市。

4、契約価格は1億3,126万2,000円。

5、取得の相手方は、砂川市西1条北2丁目1番19号、株式会社永大商事代表取締役社長、石川淑雄であります。

この土地、建物は、土地開発基金により購入するものでありますが、土地開発基金は公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することを目的に設置しているものであり、事業を実施する際に土地価格の上昇を避けるためや転売等を防ぐため、事前に用地を取得するもので、今後具体的な事業を実施する際に一般会計において土地開発基金から購入するものであります。

3 ページには附属説明資料として駅前地区用地、建物買収図を添付しておりますので、ご高覧いただきたいと存じます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第10号 財産の取得についてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、ウィンドウズ7のOSサポートが令和2年1月に終了することから、情報系パソコンのセキュリティーの確保に資するため、当該パソコン機器一式を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

財産の種類は、情報系パソコン機器一式でございます。

設置場所は、市役所庁舎内外であります。

契約価格は、2,635万2,000円であります。

取得の相手方は、砂川市西1条南10丁目2番1号、株式会社オオヤマ代表取締役、大山知行であります。

3 ページに参考資料といたしまして97台分の情報系パソコン機器概要を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 これより議案第9号の質疑に入ります。

質疑はありませんでしょうか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) 議案第9号の財産の取得についての質疑を行いたいと思いません。

今回議会前に道新あるいはプレス空知でかなり詳しく報道されていて、通常だと財産の取得ということになると聞きづらい点もあるのでありますが、新聞に書いてあるので、少し踏み込んで聞くこともあると思いますので、よろしくお願ひします。

まず、1点目なのでありますが、通常は財産の取得なりはまず予算を計上して、それからいわゆる契約事務に入って、そこに関するいろいろな事務というのが行われていくと思うのですが、今回は先ほど若干提案説明の中で触れられていたかなとは思いますが、予算もないのに突然財産の取得で1億3,000万という話が出てくるという、そもそも予算をつけないで先行取得できるという根拠をまずお伺いしたいと思うのです。

2点目は、この土地、建物の取得価格の根拠をお伺いしたいと思います。

3点目、先ほども若干今建物が何で使われているかというところの説明もあったのですが、今回取得する土地、建物は、現在賃貸物件となっている部分もあると思いますけれども、これは市が取得した後はどうするつもりなのかをお伺いします。

4点目なのでありますが、取得する建物の中には火事で焼けた建物も含まれているのですけれども、今後そもそも建物をどうしようとしているのかをお伺いしたいと思います。

先ほど前段で言いましたとおりで、通常だったらここで質疑は終えたほうがいいと思うのですが、新聞報道が先んじているので、提案の理由の中でも事業用地として先行

取得するというようなお話が書かれていますし、そもそもここを事業用に取得するとして先行取得をされるという予定される事業の内容とその事業が今後どのように進んでいくのかという点もお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 質疑がございましたので、順次ご答弁させていただきます。

まず、契約できる根拠でございます。若干提案説明でも触れましたけれども、今回土地開発基金による購入でございます。この基金は、前段に触れたように公用もしくは公共用に供する土地、公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することを目的に設置しているものでございまして、事業を実施する際に土地価格の上昇を避けるためや転売等を防ぐため、事前に用地を取得するものでございまして、具体的に事業が決定した段階で一般会計において土地開発基金から購入していくものであり、購入時に予算として、現在は予算としては計上されませんが、事業が決定し、その事業予算を計上する際に用地購入費として計上されるものでございます。

それから、取得の価格の根拠でございます。契約価格1億3,126万2,000円の内訳であります。まず土地については大きい土地でございます。合計面積4,804.57平方メートルということで、平米当たりの単価を算出する際、平成29年からこの地主さんとはお話をさせていただいた件もございまして、29年1月における市内商業地、西1条南1丁目に公示価格の場所があるのですが、その価格が1万9,000円でございます。1万9,000円を土地の平米当たりの価格として総額で9,128万6,830円となったところであります。

次に、付随する建物についてでございます。現在利用しておりますS u B A C o、それから賃貸物件である永大ビルにつきましては、現在も固定資産税の税額対象として固定資産税がかかっております。市で持っております固定資産税評価額をベースに算出したしまして、この2棟の建物について2,560万3,000円としたところでございます。旧パーラーランド、ご存じのとおり火災後使われていないというところでございますけれども、固定資産税評価額につきましては2,272万2,000円という金額が税金の対象として評価をしているところでございますけれども、ご案内のとおり火災のため、損傷について使用できないということでございますので、価格についてはゼロ円といたしたところでございます。その他の構築物として固定資産税の対象となっております駐車場のアスファルト舗装などの構築物が1,141万1,633円であり、建物等で3,701万4,773円という金額になりました。それに建物の取引には消費税がかかりますので、消費税8%、約300万弱ですが、296万1,182円が加わり、3,997万5,955円となります。これに土地の分を加えますと合計で1億3,126万2,000円と

なったところでございます。なお、この物件につきましては、現在の所有者にとっても現在でも不動産収益を得ている物件ではありますが、本来であれば営業補償というお話もあるところでございますが、営業補償については一切なしということで契約したものでございます。

次に、土地、建物が賃貸物件であるので、その後はどうするかという部分でございます。建物についてでございます。市が活用させていただいていますS u B A C oにつきましては、引き続き現状のまま市で利用していきたいと考えておりますし、現在永大ビルの2階で学習塾が営業しております。これについては、引き続き貸す予定として塾経営者とお話をしていきたいと思っております。また、必要に応じて、その他空き室もあります。短期間の利用であれば貸していけるのでないかなと思っております。次に、土地です。西2条の駐車場についてです。新たな施設建設の際にも利用者駐車場として利用するものと考えておまして、現在月決め駐車場として利用しておりますが、取得後は新庁舎建設期間中の市立病院の駐車場として利用することを予定しているところでございます。また、西1条側、国道側の駐車場につきましては、現在月決め駐車場となっておりますが、地域の買い物駐車場としての活用もありまして、引き続き駅前の商店街の方々を中心に月決め駐車場として貸す予定としております。なお、これらの期限につきましては、今年度策定される予定の基本構想や今後の事業の進捗状況を見ながら、長期的な使用ではなく短期的に貸すものとするものでございます。

それから、焼けた施設です。旧パーラーランドでございます。利用価値はないということで価格もゼロとしておりますけれども、事業実施について補助金等が利用することができる場合も想定しながら取り壊しのタイミングをはかってまいりたいと考えております。また、取り壊しのみに対しまして補助金等があれば、先行して壊すことも考えながら事業の選択に当たっていききたいと思っております。

あと最後に、予定される事業の内容、スケジュールということでございます。駅前整備事業について予定されている事業につきましてはこれまでも何度かお話しさせていただきましたけれども、砂川市のまちの顔となるべき活性化に資する施設という目的に沿った事業となるように今年度から検討を進めるものでございます。スケジュールについては、現在のところでは今年度基本構想の策定を実施しまして、来年度以降基本計画、基本設計、実施設計という流れで事業を進めてまいりますので、最短を考えますと令和4年度着工、5年度完成というスケジュールが可能かなと考えておりますが、広く市民から活用方法など意見をいただくこととなりますので、調整が必要となる部分が多岐にわたればスケジュールが遅くなるかと考えているところでございます。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 契約の関係で予算がないのにというのは、土地開発基金で買った場合には先行取得ができるという話なのですね。その土地開発基金なのですけれども、調べたと

ころでいくと、私たちが調べられるという基金の残高なのですけれども、平成29年の決算では1億1,200万ほどの現金が残っていて、その後平成30年の予算で56万、それから平成31年で59万ほど繰出金で積み上げたのですが、それを合わせても今回の買うお金には少し足りないのですけれども、普通だったらここで足りない分を補正でもしながら基金で買えるような状況にするのではないのかなと思っているのですけれども、これは基金で買うから先行取得ができるということなのですよね。そうでなければ、先ほど言ったように普通に今議会でもいいから予算を上げて、それから契約に入っていくというような流れをあえて先にやろうとするのは基金があるからだと思うのですけれども、私の計算でいくと基金だけでは買い切れないという現状があるようには思うのですけれども、この辺のところはどうなのかをまずお伺いしたいです。

それから、土地、建物の取得価格の根拠なのですけれども、大体一般的な公示価格、平成29年、私もこれを調べたら、新しいのだと、先ほど部長がおっしゃった西1南1か、残念ながら下がっていて、1万7,000円ぐらいに現状は下がっているのですけれども、先ほどの答弁を聞くと平成29年度から始めたので、そのときの公示価格を適用したということなのだと思うのです。あとは、建物の関係で考えていくと固定資産税を取っていたのですね、今も。ビルで焼けたところも固定資産税の対象になっていたのかどうかなのですけれども、固定資産税を取っていたとすれば、固定資産税の評価するべく価格というか、その根拠があるので、普通だったら建物を壊していただいてというのがこういう土地、建物を買うときにあり得ることかなと思うのですけれども、固定資産税を取っていると、そこは考えないとというのは確かにあるなどは今思ったのですけれども。でも、火事で焼けた部分、パチンコ屋さんだった部分は、固定資産税はいただいているのだけれども、ここは価格はゼロだというお話だったようには思うのですけれども、その辺はそれでよろしいのか、もう1回確認をその部分させていただければと思うのです。

あと、3点目のところで賃貸、きのうも質問するので見てきたのですけれども、特に西2北2と言えはいいのかな、裏の広いほうの駐車場です。意外と、民間の多分周辺の方々なのです、薬局の名前が書いてあったり、郵便局の名前が書いてあったり、結構何台も、今決め駐車場としてだと思ふのですけれども、借りられているところがあるのです。それで、今幾らで永大さんは貸しているかわかりませんが、先ほどの答弁でいくと市立病院の職員の駐車場にしようということだと思ふのですけれども、それでいてビルに近いほう、国道沿いと言つていいのでしょうか、余り広くない駐車場は短期的にでも商店街の方々にお貸しするというようなお話もあったのですけれども、これを何年お貸しするか、短期的にというお話があったので、わからないのですけれども、少なくとも市立病院の駐車場にするということは賃料はただだということなのでしょう、きっと。でも、今近所の方々が利用されている。そこからは賃料が上がってくるわけで、だったらそういうふうにしておいたほうが何年かでも何ぼかの足しになるのではないかなとも思うのですけれども、

今回旧中央小学校の跡地の駐車場整備も予算に出てきているので、何でそういうふうにするのか疑問でもあるので。そもそも市の土地や建物になったものを民間に貸すことは普通にできるのかどうかもあわせてお伺いをしたいと思うのです。

先ほど学習塾にも貸すし、もう一つお伺いしたいのは、今回のところでS u B A C oがその真ん中にあるのですけれども、今までは永大さんから無償で貸していただきながらあれを続けてきた。今度は市が直接持つ建物になる中でのS u B A C oが、事業はそのまま続くのだらうと思うのですけれども、その辺のところS u B A C oそのものが今後今までと違ったやり方になっていくものなのか、そういう可能性が、民間からただで借りているよりも少しは違う展開ができるようになるものなのかどうか、この取得との関連でお伺いしたいと思うのです。

取得する建物の中では火事で焼けた建物があって、外観からは余りわからないのですけれども、中は相当ひどくなっているようなので、一般的に外から見ると、あそこを何とか、ただ壊すのではなくて、それなりの建物になっているので、改装というのか、リニューアルというのか、そんなようなことをして建物をそのまま、次の建物をどういう建物にするかわからないけれども、使うという手はどうなのだろうねというお話を聞いたりもするのです。そういうことというのは、今のお話だとどこかのタイミングで取り壊すというようなお話があったのですけれども、今私が聞いたのは、火事で焼けたパチンコ屋さんのところだけを言っている。それでこういうふうに答えているのか、壊す時期には隣の今学習塾をやっているところとかS u B A C oのあるところとかも同時に壊していこうとするのか、その辺もあわせてお伺いをしたいと思います。

今後のことを考えてお伺いしたのですけれども、実際一般会計の予算の中にも基本構想という予算も出ていますので、余り詳しくは聞かないつもりではいるのですけれども、今現在で1つだけ2点目で聞きたいのは、結局駅前の開発のためにやると。市長も今回の3期目の公約の中にはこの辺の駅前の開発のことを各所でかなり具体的にお話もされていたりしているのですけれども、私が気になるのは、ここの財産、ここは買うことになるのですが、ではそこの建物を取り壊したり、敷地だけ、市長の頭の中はそこだけなのかどうかなのかなのです。あの周辺になってくると、駅からおりてきて、道道があって、国道に突き当たるとクランクで、今度新庁舎ができる病院通りに入っていくことにもなりますし、本当であれば銀行さんあたりもこの計画にうまく加わっていただいて、クランクが全く解消できないにしても少し新庁舎のほうに行く、あの病院通りを広くすると大型バスも軽く曲がっていけるようになり、裏に広い駐車場があるので、できたとしても大型バスも中心商店街のど真ん中に車が置けるようになるのではないかなとも思うのですけれども、もう少し幅広い、全体的な考え方を考えながら、今回はまず今回対象である当該土地、建物を取得しようとしているのかどうか、この辺のところを1点だけお伺いをしたいと思います。できれば、市長がどんなふうに関わりながら今回財産取得とともに駅前の開発というか、活性化

を考えていらっしゃるのかもお伺いできればなどは思っているのですけれども。

以上、2回目でお願いします。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 何点かご質疑ありましたので、順次お答えさせていただきます。

まず、土地開発基金の残高の関係でございます。土地開発基金、30年末は確かに1億1,000万程度の金額になるのですけれども、31年度予算において、北光園の脇にある旧水道用地といいますか、その用地を基金で持っていた部分を購入者が一般的な購入者の可能性があるということで一般会計で購入させていただきましたので、その3,000万という金額が基金の残高に入りましたので、今現在1億4,800万という基金があるので、買える金額になっているところでございます。

それから、建物の関係でございますけれども、パーラータグランドの建物につきましては、固定資産税の対象の有無という部分につきましては、固定資産税の対象は、基本的には屋根、壁がある建物、家屋については固定資産税の対象でございますし、内装が焼けている部分については当然減価はしておりますけれども、屋根、壁がある建物については固定資産税がかかっているということで、先ほどもご紹介いたしましたけれども、固定資産税評価額では2,000万程度の評価額として残っております。ただ、ご案内のとおり利用についてはなかなか難しいということで、価格についてはゼロとしているところでございます。

それから、賃貸物件の部分でございます。特に駐車場の関係の部分が大きいかと思うのですけれども、今回庁舎を建てるに当たって駅前が話題になったという部分も含めてあったものですから、庁舎を建てるに当たって、職員というか、病院の駐車場の場所になったというところで、前回も病院を建てる段階で職員の駐車場というのは分散して置いたという経過がございます。そんな中で中央小の用地については当然代替の駐車場ということで利用する予定を今しているのですけれども、南側から来る職員についてとかを考えたときには、なかなか中央小の部分まで行くという距離感も大変なのかなという部分がございます。市役所の庁舎の建てる部分での病院の職員へ不便をかける部分でございますので、ちょうどいい場所を今回、それも短期的な部分として貸せるのであれば病院で使っていたほうがいいかなということで選択をしているところでございます。

あと、建物については、先ほどもお話ししたとおり活用できる範囲は活用していきたいということでございます。ただ、いつまでその建物があるかということについては、これから事業計画を立てていく上でその建物の場所がどういうものになるかというのが変わってくると思いますので、ただそれぞれの建物、残念ながら昭和の建物でございますので、それと平成の初めという建物でございますので、年数がたっているので、そこを直して改修するにしても、なかなか長もちするものは建てられないなという思いもあります。ただ、これはこれからどういうものに使っていこうという判断の中でもしかするといい方法があ

れば、それは使う可能性も決してないわけではないと思います。これはあくまでもこれからの事業計画の中で論議されていくものでありますけれども、今現場でといいますか、担当の者等に聞きますと、なかなか再利用するのは難しいというふうな報告はいただいているところでございます。

それから、地域の部分でございます。地域については、今回前々からお話しさせていただいている駅前地区をどうしようかというところでは、論議するに当たって人の土地を論議するというのはなかなか難しいということで先行取得させてもらって、今回4,000平米を超す土地が砂川市のものになった段階で、ここを中心にと考えるのはもちろんのことなわけですが、ここをやっている中で今ほどお話があったように銀行さんが一緒になったらいいのではないだろうか、これは昨年商工会議所さんがまとめた協議会の意見の中にも金融機関が入るのはいいのではないだろうかというご意見もございました。そんな部分は当然意見としていただいておりますので、ことしの構想の中で話し合うべきものだと思いますので、今のところは自分の砂川市の土地とした部分をまず中心に考えながら、その後広がる部分があれば、広がる部分も協議していこうという今現在のスタンスであるところでございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

失礼しました。今までS u B A C oの事業をやっている部分が砂川市の建物になったという部分でございます。砂川市の持ち物になりましたけれども、これが未来永劫ずっと、あの場所がS u B A C oとして利用するというものではなくて、これも相変わらず駅前のこの事業に使うという前提ですので、その全体計画の中でそのS u B A C oの部分も含めて取り壊さなければならないということもございまして、短期的ないっときの砂川市の建物になっている部分が、建物の持ち主と事業をやっている部分が同じですけれども、今までどおりの使い方。ただ、自由度はあるのではないかという部分は、建物の本体の部分を、極端な話ですけれども、横に入り口をつくろうかだとか、そういうのは、持ち主になったわけですから、そういう自由度は少しあるかなと思いますけれども、現実的にはなかなかその辺まではならないと思いますけれども、自由度は少し広がったかなとは思っているところでございます。

○議長 水島美喜子君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 以前にも何回か小黒議員に言われて、お答えしているのですけれども、もともとパチンコ屋の土地の関係につきましては石川さん自体は売る意思は従来から示していたと、ずっと以前から。私が心配したのは、駅前のビルの例を見て、二度と手をつけなくなるようなことが心配だと。だから、とりあえず私自身は、所有者が一人で持っている分野については市が買って置いて、置いておいてもいいのではないかと、変なことにならないように。将来に備えて使える土地であると、そんな思いでいたのですけれども、もう一つの理由は、中心市街地活性化基本計画の中で市民会館を壊して、

福寿園も東部に持って行って、市民会館も地域交流センターとして東部に持って行って、その跡地に病院を建てると。あの中心市街地活性化基本計画は、まちのにぎわい、いかに商店街に人を誘導するかというのが大命題でありますけれども、必ずしもそのとおりの効果は出ていないと。

だから、それを何とかしたいなという思いも漠然と持っていたのですけれども、たまたま無電柱化の事業を国でやってくれたときに、ある程度財政的な収支も私計算して、庁舎の償還額とそれらを見ていたのですけれども、たまたま庁舎に交付税が算入されたと。そうしたら、恐らく7億、8億ぐらいは、まだ入札が終わっていないですから額は確定していませんけれども、恐らく大ざっぱではそのぐらいの金は交付税で入ってくると。それはもともと想定していない金であるから、それを使ってできる範疇の中で、あそこで何とか中活の最後のまちの顔になる施設をつくれないうのが今回契約に至った理由でございまして、恐らくその償還を見ても、ある程度ほかの事業よりは若干支障は出るけれども、うちの経常収支比率、それを加味したとしても第2位か第3位ぐらいでおさまらるだろうと。大ざっぱなシミュレーションですよ。そしたら、あとの事業に支障なくできる範疇はそこまでだろうと。まちをつぶすわけには私はいかないですから。

それと、私の任期はあと4年で、それ以上の先のことは言いづらいのはあるのですけれども、私自身はそこから先は考えていません。それは、またその中の財政状況とまちの状況を見ながら、違う方なのか、私がいるかどうかは別にしても、4年の範疇を超えてしまうので、そこまで私が先づけするわけにはいかないのですけれども、駅前ビルの問題はまず恐らく10年、20年は手をつけられないと。それは無理です。弁護士2人と協議しても無理とわかっていますし、それからもう一つのほうの廉売のあったところの権利関係が複雑で、地先でもさじを投げている状況が続いているところに行政が入って行って高い値段で買って、そのまちがだめになったという例は、民間が来て開発するのならいいのです。市が入っていくと、膨大な金が出て行って、それがまちをだめにしている。一番の理由はそこにあるのです。だから、身の丈に合ったところでしっかりとやって行って、それが今度つくる施設が機能するのであれば、そのときの状況の中で判断すればいいのではないかなと。

ただ、今からそれも含めてやるといったら、うちが何ぼ健全だといっても、うちの財政運営には大きく影響が出ます。それが砂川市が持続可能なまちを続けていこうというときには、お金がないと絶対だめです、他市の例を見ると。そこだけはしっかりやっていると。今ではまず無電柱化に合わせた形であそこをしっかりとやって、まちの顔をつくって、砂川は頑張っていると、それを内外に示すほうがいいのではないかと。そして、人の流れも、施設の中身は私はわかりません。それはいろいろな方が考えて、これからいろいろ詰めていけばいいと思うのですけれども、何せ流れをつくって、そこでまちの施設自体も少し、あれ何なのだろうと思うようなものが無電柱化の中にある程度できてくる。そう

いうイメージしか私は持っていませんけれども、あとはみんなで考えてもらえればいい話かなと思っていますので、今はその部分しか考えていないということでご理解いただきたいと思います。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 本会議上での質疑は3回ですから、最後の質疑になるのですけれども、大分わかってきていて、私も今の市長の答弁のとおりかなと思うのです。必要なものは必要で、買うべきときに買うという、このタイミングも非常に大事なのだらうと思うのです。ただ、先ほどの、戻りますけれども、駐車場の関係なのですけれども、こうやって見ていくと、今借りている人たちが病院の前の門前薬局の人たちの名前とか、あるいは郵便局だったりとか、これが市立病院の職員の駐車場になったら、この人たちは一体どこへ置くのかなとふと思ったのです。あの周辺はなかなか駐車場ってスペースがなくて、ちょうどよかったのではないのですか、勤務地には近いし。もしそうでなくなると、また駅前ところに置かれたり、もしかしたら市立病院の立体駐車場中に置かれたりなんていう、以前そんなこともあったりもしたとも思うのですけれども。お金にもなるし、本当にもうこれ以上無理ですというまで貸してあげていたらいいのではないかなと思うのですよ、私は。それはあくまでも市立病院の駐車場に使われるのかどうか、これはもう一回確認をさせていただきたいと思っています。

それから、取り壊しのタイミングというところかというと、一遍で壊してしまうのかどうかは話されましたっけ。話しました。では、そこは聞きません。

それで、あと市長のお話があった中で、先ほども私は言ったのですけれども、今回買うところだけで考えてしまうと、かなり利用度というのかな、が縮まっていくかなとも思うのです。できれば、やっぱり角を。つまり多分、これから建物をどうしていくかというのにはわかりませんが、後ろには持っていわずに国道沿いに何かはっきりわかるようなものというのが普通のイメージかなと思うわけです。つまり国道沿い側に駐車場をつくって後ろ側につくるのではなく、建物は国道沿いに持ってきて裏側が駐車場というパターンかなという、私は勝手にそんなふうにするのですけれども、いろいろなところを私も見してきましたけれども、フラノマルシェというところもすごく人がいっぱい来ているのですけれども、決していい場所に駐車場があるのではないのです。国道の裏側をぐるっと回って大型バスなんかも入っていくような状況なのです。

ただ、うちの場合は今も本当にご承知のとおりで、銀行を利用する人が路上駐車していて、普通の路線バスもあそこは入れないから違う道路にしている状況があるのです。私が今言ったように裏側をもし大きな駐車場にしようとするのであれば、どう考えても国道から左折するあの交差点は何とかしないと、せつかくする事業がかなりきつい状況になるかなとも思っています、でも今回この土地を取得したとしても、今言っているところって銀行さんですから、銀行さんもそう簡単な話ではないのかなとも思うのです。ただ、ある

程度同時に進行していかない限り、効果的にもかなり差が出てくるのではないかということもあるものですから、その辺のところをどう本当に考えていくのかなと。ただ、今余りここでしゃべってしまってもというところもあるのでしょうかから、私はそう思うのですけれどもという程度で今回は終わらせておこうと思います。

ただ、これは市民にとっても相当な関心があることだし、上手にやれば中心商店街とも協働してやっていける。人も集まるし、その流れで中心商店街にも人が寄っていつてもらえる可能性は十分ある、またそうしていかなければならないと思っているのですけれども、新聞を読みますと、建物が着工する時期が道新は2021年だったり、プレスは2022年だったり、ばらばらな情報なのです。どこから出た情報なのかよくわからないのですけれども、市長も首を振っているから、市長もわからないで出てしまったということなのかもわからないのですけれども。今でいくと令和4年度の着工で、1年ぐらいかけて建物を建てて令和5年、これは今西暦で言うとすぐぱっと出ないので、道新、プレスよりも少し後ろになって着工しそうな感じがあるのですけれども、ある程度その辺は公式な、議会で言われたので、公式なスケジュールというような形で踏まえてよろしいのかどうか、ここだけは確認させていただきながら質疑を終えたいと思います。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 まず、駐車場の件でございます。2条に面する駐車場の部分、比較的大きいのですけれども、今40台ほどの借りている方がいらっしゃる。それから、西1条の部分についても同じぐらいの数の方が借りているということなのですけれども、先ほど1回目にも説明したとおり、この後建物を建てていく段階で、あそこは最終的には施設の駐車場という考え方をしていますので、ここでまた今度工事が始まった段階で駐車禁止にしますよだとか、どちらにしても2年後、3年後にはそういう事案が出てきます。確かに駐車場の場所というのは100%あるかどうかは私は確認していないので、わかりませんが、民間の空き地というのもそれぞれ、隣の旧北の宿さんですとか、普通の更地になっている状況があったり、小泉医院さんがあったところが更地になっていたり、中でも若干ふえているようなこともありますので、貸しているのはあくまでも企業さんに貸している部分が多いような話を伺っていますので、企業さんが従業員の駐車場の確保のためには企業さんが責任の中で探してくるのではないかなという思いはしているところですが、1条側は少し、40台ほどありますので、その貸し付けについては慎重に、公募という形にはならないかもしれませんが、今使っている方とお話し合いしながら、1条側は貸していきたいと思っております。病院についても、南側の職員が来るときに通り越して向こうに行くと、精神衛生上余りよろしくないような気もいたしますし、私たちの駐車場が市役所の庁舎のためになくなったのだという思いがもしかするとあるのかなと思いますので、そのスペースはきちんと確保しておきたいという思いがあるところでございます。

それから、用地の広さです。これはあくまでも今回の土地については永大さんの土地を  
買いますという議案でございまして、その後の展開についてはこの後駅前の基本構想も立  
てる部分でありますので、その中で積極的に銀行さんのコメントをとったり、近隣の方と  
の話し合いはその後出てくるものかなと思っているところでございます。

あと、着工の時期です。プレス空知さんと北海道新聞さん、私も記事を見ましたけれど  
も、この議案が今回出ることにについて私は1億3,000万の金額については取材を受け  
ております。ただ、着工の部分についてはいつになるかわからないというところで、聞くと、  
これまで一昨年からずっとこの駅前のお話は皆さんの協議の中でやられた中で、市長  
が選挙に立起るときの公約だとか、その他もろもろのところの情報を仕入れながら、市  
長さんはきっと自分の今の任期、3期目の任期で完成させたいのだという思いがあるよう  
な話を受けた中で、記者さんがそういう感じで、4年後までにはでき上がらなければなら  
ないとすれば、令和3年着工かなということを書いたものと、そんなの建築の順番では無  
理なのだから、令和4年の着工なのだろうという部分で記者さんの感じ方が違って、2つ  
違ったと思いますけれども、私が1回目に答弁したとおり、今年度基本構想を検討してい  
きますという中の流れからいくと、その後基本計画なり基本設計なり実施設計をだんだん  
やっていくと、令和4年に着工、5年完成という最短の目標が立っているなど。ただ、つ  
け加えますと、それまでに基本構想を立ち上げる中でももう少し詳しいいろいろなことが、  
権利関係とかが出てきて、基本構想はできたけれども、基本計画になかなかいけない、基  
本計画が長くかかるとなれば、当然後ろのほうが遅くなるので、今いつできますよとは答  
弁的には、そうしたいという思いはありますけれども、決定ではないということをおから  
の答弁とさせていただきます。

○議長 水島美喜子君 市長。

○市長 善岡雅文君 現実的に私の任期中にやるのは絶対不可能です。市民との協議で恐  
らく2年近くかかるような案件かなと。その後手順を踏んでいくと、できれば着工ぐら  
いはしてほしいという思いは話したことありますけれども、どう見てもこれは難しい。と  
いうのは、地形も不整形地の崖になっている農家があると、結構あそこでも時間がかかる要  
素もあるのと、一番心配するのは、市民とのやりとりの中で、新しい顔となるものをつ  
くるときには論議に結構かかるのではないかと。簡単に結論を急いではいけないのでは  
ないかと考えると、厳しいかと、私のやる間の着工も。ただ、国土交通省と話しているのは、  
できれば一緒のタイミングがいいのですけれどもという話はしているのだけれども、工事  
の進捗状況もまだ明確に打ち合わせしていないものですから、恐らくここで最短でもと  
言ったのも厳しいかと私は思っています。ただ、前段の手続だけは絶対手を抜いてはいけ  
ないかなという思いがありますので、それだけは。そのままひとり歩きすると、最短でも  
言ってもその言葉だけが走ってしまう傾向がありますので、そこは慎重にいきたいと思  
っています。

○議長 水島美喜子君 他にご発言はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第9号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第10号の質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第10号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

10分間休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時07分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第3 議案第4号 砂川市基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

て

議案第 8号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 11号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について

議案第 1号 令和元年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 令和元年度砂川市介護保険特別会計補正予算

議案第 3号 令和元年度砂川市下水道事業会計補正予算

○議長 水島美喜子君 日程第3、議案第4号 砂川市基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について、議案第1号 令和元年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 令和元年度砂川市介護保険特別会計補正予算、議案第3号 令和元年度砂川市下水道事業会計補正予算の9件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 私からはまず議案第4号、議案第11号を順次説明いたします。

議案第4号 砂川市基金条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由であります。森林環境譲与税が創設されたことに伴い、市が行う森林整備及びその促進に関する事業の執行並びに財源の管理を行うため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市基金条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第4号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第2条は設置の定めであり、第11号に「砂川市森林環境整備基金 森林整備及びその促進を図る資金に充てる。」を加えるものであります。

別表、第3条及び第6条関係は、基金の名称、積み立てる収入または基金の額、処分できる場合を定めており、5ページをごらんください。新たに基金の名称欄に「砂川市森林環境整備基金」を、積み立てる収入または基金の額の欄に「砂川市一般会計予算に定める

額及び基金の運用から生ずる収益」を、処分できる場合の欄に「市が行う間伐、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発等の森林整備及びその促進に関する事業に要する経費の財源に充てるとき。」を加えるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第11号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更についてご説明申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、砂川市過疎地域自立促進市町村計画を変更することについて議会の議決を求めるものでございます。計画の変更につきましては、過疎対策事業債が過疎地域自立促進市町村計画に基づいて実施される事業を対象とするとされており、計画に記載されていない新たな事業を追加するため、変更を行うものであります。過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、事前に北海道と協議を行った後に議会の議決が必要とされており、このたび北海道との協議が調いましたので、計画の変更について議会の議決を求めるものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。変更部分にアンダーラインを表示しております。

砂川市過疎地域自立促進市町村計画（案）であります。10、その他地域の自立促進に関し必要な事項のうち、（1）現況と問題点に③、自然エネルギー、「本市では、「砂川市地球温暖化対策職員行動計画」を策定し、市の関連施設において二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減を目標に、電気や燃料の使用量削減などの取り組みを進めており、今後は、地域における温室効果ガスの排出削減に向け、自主的かつ積極的に取り組んでいく必要がある。また、省資源や省エネルギー、リサイクルなど、環境に配慮した行動につながるよう、市民意識の向上を図る取り組みが求められていることから、自然エネルギー活用住宅や次世代省エネルギー基準対応住宅の普及・啓発を進めるとともに、ソーラーシステムなど、自然エネルギーの導入を促進していく必要がある。」を加え、（2）その対策に「（オ）自然エネルギーの利活用の拡大に向けた取り組みを推進する。」を加え、（3）計画の表中、自立促進施策区分の9、その他の地域自立促進に関し必要な事項の項中、事業名に「（1）自然エネルギー利用施設」、事業内容に「庁舎地中熱設備導入事業」、事業主体に「砂川市」を追加するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君（登壇） 議案第5号 砂川市税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する条例を制定しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市税条例の一部を改正する条例であります。改正の主な内容につきましては9ページ、議案第5号附属説明資料ナンバー1によりご説明申し上げます。なお、附属説明資料ナンバー1、市税条例の改正要旨の表の構成につきましては、左から改正条項、改正項目、改正の内容、適用年月日となっております。

第1条は、砂川市税条例の一部改正であります。

第24条第1項の改正は、個人の市民税の非課税の範囲の定めであり、単身児童扶養者の非課税措置の対象への追加による改正規定であります。単身児童扶養者とは、児童扶養手当の支給を受けている児童の父または母のうち、現に婚姻をしていない者または配偶者の生死の明らかでない者であります。

第34条の7の改正は、寄附金税額控除の定めであり、特例控除額の措置対象を特例控除対象寄附金とする改正規定及び地方税法の一部改正による引用条項の変更等に伴う条文整理であります。この改正は、今般のふるさと納税制度見直しによるもので、特例控除対象寄附金に該当するには、ふるさと納税の募集を適正に実施すること、返礼品の返礼割合を3割以下とすること、返礼品は地場産品とすることに適合する都道府県や市町村として総務大臣が指定するものという改正が行われたところであります。

第36条の2の改正は、市民税の申告の定めであり、申告書記載事項を簡素化する改正規定及び地方税法の一部改正による引用条項の変更等に伴う条文整理であります。

第36条の3の2の改正は個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書の定め、第36条の3の3第1項の改正は個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の定めであり、いずれも単身児童扶養者の扶養親族申告書記載事項への追加及び地方税法の一部改正による引用条項の変更等に伴う条文整理であります。

第36条の3の3第2項第4項の改正は同条第1項と同様の定め、第36条の4第1項の改正は市民税に係る不申告に関する過料の定めであり、いずれも地方税法の一部改正による引用条項の変更に伴う条文整理であります。

第78条の改正は、固定資産評価審査委員会の設置の定めであり、条文の適正化を図る改正規定であります。

10ページになります。第143条第2項の改正は、国民健康保険税の課税額の定めであり、基礎課税額の限度額について58万円を61万円にする改正規定であります。

第159条の改正は、国民健康保険税の減額の定めであり、軽減後の課税限度額を第143条第2項の改正と同様にする改正規定及び軽減の対象となる世帯の軽減判定所得における被保険者数に乗ずるべき金額について、5割軽減は27万5,000円を28万円に、2割軽減については50万円を51万円に引き上げる改正規定であります。課税限度額につきましては、地方税法施行令の改正により基礎課税分が3万円引き上げられたため、国民健康保険税の納税者のうち介護納付金にも該当する40歳以上64歳までの世帯の課税

限度額は現行 9 3 万円が 9 6 万円となり、それ以外の世帯の課税限度額は現行 7 7 万円が 8 0 万円となるものであります。この限度額の引き上げにつきましては、高齢化の進展等により医療給付費が増加する一方で被保険者の所得が伸びない状況において、保険料負担の公平性の確保及び中低所得者層の保険税負担の軽減を図ることや、国民健康保険制度の都道府県単位化に伴う北海道への納付金算定に当たり法定限度額をもとに反映されることから、法令のとおり引き上げるものであり、影響額といたしましては令和元年度予算ベースで試算しますと年税額で 9 1 万 6, 0 0 0 円の増となるものであります。また、軽減措置の拡充につきましては、消費者物価の伸び等を考慮し、低所得者の負担軽減を図るものであります。影響額といたしましては 5 割軽減、2 割軽減として年税額で 2 3 万 8, 0 0 0 円の減となりますが、この軽減措置の拡充に伴う影響分につきましては別途地方財政措置により補填されるものであり、国民健康保険会計には影響を及ぼさないところであります。

課税限度額の改正、軽減措置の拡充による具体的な影響につきましては、附属説明資料ナンバー 2 以降でご説明申し上げます。1 3 ページ、議案第 5 号附属説明資料ナンバー 2 をごらん願います。医療給付費の課税額比較表であります。表の中段ほどに軽減額の欄がございますが、この表の改正部分は 5 割軽減、2 割軽減と超過額、塗りつぶしてあるところがございますが、これの改正であります。一番右の一般、退職を合わせた合計欄のほうで説明いたします。5 割軽減は現行世帯合計で 4 9 9 世帯が改正後 5 0 3 世帯となり、差し引き 4 世帯の増、2 割軽減は現行 2 6 8 世帯が改正後 2 7 5 世帯となり、7 世帯の増であり、5 割軽減と 2 割軽減を合わせた影響は 1 1 世帯の増となり、軽減の拡充による影響額は軽減額が 1 6 万 6, 0 0 0 円の増となります。限度額は、現行 3 1 世帯、限度額 5 8 万円が改正後は 2 世帯減の 2 9 世帯、限度額 6 1 万円となります。限度額改正による影響額は、限度額が上がることから、超過による軽減額が 9 1 万 6, 0 0 0 円の減となります。軽減の拡充と限度額の引き上げによる影響額は、年税額で軽減拡充分 1 6 万 6, 0 0 0 円の減、限度額分 9 1 万 6, 0 0 0 円の増により、差し引き 7 5 万円の増、収入見込みで 7 1 万円の増となります。

次に、1 4 ページの附属説明資料ナンバー 3 は、後期高齢者支援金分の課税額の比較表であります。この表の改正部分は、5 割軽減と 2 割軽減の改正であります。一番右の合計欄で説明いたしますが、5 割軽減は現行 4 9 7 世帯が改正後 5 0 1 世帯となり、4 世帯の増、2 割軽減は現行 2 6 8 世帯が改正後 2 7 5 世帯となり、7 世帯の増であり、5 割軽減と 2 割軽減を合わせた影響は 1 1 世帯の増となり、軽減の拡充による影響額は軽減額が 5 万円の増となり、年税額で 5 万円の減、収入見込みで 4 万 7, 0 0 0 円の減となります。

次に、1 5 ページの附属説明資料ナンバー 4 は、介護納付金の課税額の比較表であります。この表の改正部分は、5 割軽減と 2 割軽減であります。一番右の合計欄で説明いたしますが、5 割軽減は現行 1 4 9 世帯が改正後 1 5 0 世帯となり、1 世帯の増、2 割軽減は

現行101世帯が改正後106世帯となり、5世帯の増となり、5割軽減、2割軽減合わせた影響は6世帯の増となり、軽減の拡充による影響額は軽減額が2万2,000円の増となり、年税額で2万2,000円の減、収入見込みで2万1,000円の減となります。

次に、16ページの附属説明資料ナンバー5は、給与収入の2人世帯で介護納付金がない場合の所得段階別比較表であります。表の一番上の欄に税率等の比較を記載しており、一番右の欄になりますが、今回の改正は限度額が医療分で3万円の引き上げとなります。この表にありますとおり、一番左の所得段階区分で所得が89万円の世帯が2割軽減から5割軽減の対象となり、所得が134万円の世帯が軽減なしから2割軽減の対象となるため税額が減となり、所得が649万5,000円以上の世帯では限度額の引き上げにより税額が増となっております。備考欄をごらんください。ここには限度額を引き上げることにより影響が生じる所得段階を記載しておりますが、医療分の限度額の引き上げの影響は給与収入で852万2,300円を超える世帯から影響が生じ、年収891万4,400円を超えると一律3万円の増額となるものであります。

同様に、17ページの附属説明資料ナンバー6は、給与収入の2人世帯で介護納付金がある場合の所得段階別比較表であります。表の一番上の欄に税率等の比較を記載しており、一番右の欄になりますが、今回の改正では介護分の限度額の引き上げが行われなかったことから、前ページの給与収入の2人世帯で介護納付金がない場合と同様に限度額が3万円の引き上げとなります。この表にありますとおり、一番左の所得段階区分で所得が89万円の世帯が2割軽減から5割軽減の対象となり、所得が134万円の世帯が軽減なしから2割軽減の対象となるため税額が減となり、所得が649万5,000円以上の世帯では限度額の引き上げにより税額が増となっております。備考欄をごらんください。限度額を引き上げることにより影響が生じる所得段階であります。以上が国民健康保険税における限度額の引き上げ、軽減措置の拡充に関する影響の附属説明資料の説明であります。

次に、附属説明資料ナンバー1にお戻りいただきまして、10ページをごらん願います。3番目の附則第7条の4の改正からご説明いたします。附則第7条の4の改正は寄附金税額控除における特例控除額の特例の定め、附則第9条の改正は個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等の定めであり、いずれも地方税法の一部改正による引用条項の変更等に伴う条文整理であります。

附則第9条の2の改正は、前条と同様の定めであり、地方税法の一部改正による条文整理であります。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税の定めであり、地方税法の一部改正による環境性能割を非課税とする臨時的軽減の規定を新設するもので、消費税率引き上げに伴う自動車取得時の負担感を緩和し、需要平準化対策として令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した軽自動車税の税率を10%分軽減を図る措置が

とられることから、環境性能割の税率が1%のものは非課税とする改正であります。

附則第15条の2の2は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例の定めであり、地方税法の一部改正による条の変更及び環境性能割の賦課徴収の特例規定を新設するもので、当分の間環境性能割の賦課徴収は北海道が行うことから、全道的に取り扱いを統一するものであります。

附則第15条の3の改正は、軽自動車税の環境性能割の減免の特例の定めであり、地方税法の一部改正による規定の整備であります。

11ページになります。附則第15条の3の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税の特例の定めであり、地方税法の一部改正による環境性能割を非課税とする特例規定の新設であります。

附則第15条の6は、軽自動車税の環境性能割の税率の定めであり、地方税法の一部改正による環境性能割を臨時的に軽減する規定を新設するもので、特定期間に取得されたもので税率2%は1%にする改正であります。

附則第16条は、軽自動車税の税率の特例の定めであり、地方税法の一部改正による引用条項の変更等及び軽自動車税のグリーン化特例について重課の規定を整備し、令和2年度分及び令和3年度分に限った経過の規定の新設であります。

附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例の定めであり、地方税法の一部改正による軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例規定の新設であります。

次に、第2条は砂川市税条例の一部改正であります。この改正は、第1条で改正した内容について改めて改正が必要になることによるものであります。

附則第16条は、軽自動車税の税率の特例の定めであり、地方税法の一部改正による引用条項の変更並びに令和4年度分及び令和5年度分のグリーン化特例について対象を電気自動車等に限った経過の規定の新設であります。

附則第16条の2第1項の改正は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例の定めであり、引用条項の変更に伴う条文整理であります。

次に、6ページにお戻りいただきたいと存じます。改正附則についてであります。第1条は、この条例の施行期日の定めであり、令和元年10月1日から施行するものであります。ただし、第1号に定めるものは公布の日から、第2号に定めるものは令和2年1月1日、第3号に定めるものは令和3年1月1日、第4号に定めるものは令和3年4月1日からそれぞれ施行するものであります。

第2条から第4条は市民税に関する経過措置の定め、第5条及び第6条は軽自動車税に関する経過措置の定め、第7条は国民健康保険税に関する経過措置の定めであり、それぞれの改正に関する部分は改正内容により適用するものであります。

以上が地方税法の改正による砂川市税条例の一部を改正する条例の改正内容であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 (登壇) それでは、私から議案第6号、議案第7号、議案第8号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第6号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。改正の理由であります、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、災害援護資金の利率等を改めるとともに、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例であります、今般災害援護資金の貸し付けに係る運用を改善し、被災者支援の充実を目的として災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令が改正されたことに伴う条例改正であり、改正の内容につきましては5ページ、議案第6号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを付しております。

初めに、本条例の題名に砂川市を冠して、砂川市災害弔慰金の支給等に関する条例に改めるものであります。

第1条は目的の定めであり、「同法施行令」を「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」に、「準拠し、暴風・豪雨等」を「基づき、暴風、豪雨等」に、「並びに」を「及び」に改めるものであります。

第2条は定義の定めであり、第1号中「・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波、その他」を「、豪雨、豪雪、洪水、地震その他」に、第2号中「この市」を「本市」に改めるものであります。

第4条は災害弔慰金を支給する遺族の定めであり、第1項各号列記以外の部分中「次に」の前に読点を加え、第2号ハを「父母」に、第3号中「に係る」を「の」に改め、「兄弟姉妹が」の前に読点を加え、「死亡した者」を「死亡者」に、「その者」を「において死亡者」に改め、第3項中「、その他」の読点を削るものであります。

第5条は災害弔慰金の額の定めであり、「一人当たり」の表記について漢数字を算用数字に改め、「、維持」の読点、「、500万円」の読点を削るものであります。

第7条は支給の制限の定めであり、「弔慰金」を「災害弔慰金」に、「各号」を「各号のいずれか」に改め、第3号中「、その他」の読点を削り、「市長が」の前に読点を加えるものであります。

第9条は災害障害見舞金の支給の定めであり、「含む」に句点を加え、「住民(以下「障害者」という)」を「市民(次条において「障害者」という。)」に改めるものであります。

第12条は災害援護資金の貸し付けの定めであり、「掲げる災害」を「規定する災害」に改め、「災害援護資金」の前に読点を加えるものであります。

第13条は災害援護資金の限度額等の定めであり、「一災害」及び「一世帯」の表記について漢数字を算用数字に改め、「貸付限度額は、」の次に「次の各号に掲げる」を、「程度」の次に「の区分」を加え、「次の各号に掲げる」を「当該各号に定める」に、第1号中「1か月」を「1月」に、第3号中「第1号のウ」を「第1号ウ」に、「取壊さざるを得ない場合等」を「取り壊さなければならない等の」に改め、「読替える」の送り仮名を改め、第2項中「（ ）書」の表記について漢字に改めるものであります。

第14条の見出しについて「(利率)」を「(保証人及び利率)」に改めるとともに、第1項、「災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。」、第2項、「災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。」、第3項、「第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。」とするものであります。

第15条は償還等の定めであり、第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に、第2項ただし書き中「貸付金」を「災害援護資金」に改め、「いつでも」の前に読点を加え、第3項中「・保証人・一時償還・違約金」を「、一時償還、違約金」に、「令」を「及び令」に、「第12条」を「第11条」に改めるものであります。

附則として、第1項は施行期日であり、この条例は、公布の日から施行するものであります。

第2項は経過措置であり、この条例による改正後の砂川市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例によるものとしてあります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第7号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、保育所等との連携規定等を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。現在本市において当該事業を行う施設はございません。

次のページをお開き願います。砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第7号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを付しております。

第6条は保育所等との連携の定めであり、第2項中「適用しないこと」の次に「とする

こと」を加え、同条に第4項及び第5項を加えるものであり、第4項「市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。」とし、第5項「前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。」とし、第1号「子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）」、第2号「法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの」とするものであります。

第16条は食事の提供の特例の定めであり、第2項第3号中「、乳幼児」を「、利用乳幼児」に改め、「附則第2条第2項において同じ。」を削るものであります。

第45条は連携施設に関する特例の定めであり、同条に第2項として「保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。」を加えるものであります。

附則第2条は食事の提供の経過措置の定めであり、「（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）」を削るものであります。

附則第3条は連携施設に関する経過措置の定めであり、「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第8号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、職員の要件を改めるとともに、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。現在市内5カ所で実施しております学童保育事業が該当する事業であり、改正の内容につきましては3ページ、議案第8号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正

後であり、改正部分にはアンダーラインを付しております。

第10条は職員の定めであり、第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加えるものであります。

附則第2条は職員に関する経過措置の定めであり、「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 議案第1号 令和元年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第1号であります。

なお、今年度の砂川市一般会計予算全体における元号の表示につきましては、令和に統一するものといたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億3,022万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ123億9,922万5,000円とするものであります。

第2条は、継続費であります。5ページ、第2表、継続費に記載のとおり、2款総務費、1項総務管理費、事業名、庁舎建設工事35億6,739万5,000円について、令和元年度から3年度までの3カ年の継続事業として総額及び年割額を定めるものであります。

第3条は、地方債の変更であります。6ページ、第3表、地方債補正に記載のとおり、公共事業等債から緊急防災・減災事業債まで、4億4,070万円を補正し、補正後の限度額を13億260万円とするものであります。

それでは、歳出からご説明いたしますが、説明の欄の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸は今年度の臨時事業、アンダーラインを付してあるのは今補正による臨時事業であります。

24ページをお開きいただきたいと思います。2款総務費、1項2目文書広報費で二重丸、市勢要覧作成に要する経費77万5,000円の補正は、4年に1度の計画的更新で、オールカラー24ページ構成、3,000部を作成するもので、作成に当たり内製化を進めるものであります。

同じく、5目財産管理費で一つ丸、財産管理に要する経費の補正で私有財産管理委託料264万円は、駅前地区の整備のため土地開発基金により先行取得した株式会社永大商事所有の土地、建物について事業計画策定までの間駐車場や貸し事務所等で有効利用を図るため、維持管理を行うための委託料であり、光熱水費31万1,000円、修繕料10万

円、その他の経費6万7,000円はそれぞれ建物維持に係る経費であり、工事請負費1,602万9,000円は、旧中央小学校跡地仮設駐車場整備工事で、庁舎建設に伴い、職員駐車場が使用できなくなるため、旧中央小学校跡地に職員駐車場を設置するものであり、分庁舎屋根、外壁改修工事は平成5年に建設以来26年が経過し、外壁のひび割れ、屋根の劣化などが進んでいるため改修を行うものであり、旧豊沼小学校教員住宅解体工事及び旧保健所公宅解体工事は老朽化が著しく、近年の台風によりガラスの破片や屋根トタンの飛散など危険な状態にあるため、解体するものであります。

同じく、10目市民生活推進費で一つ丸、市民生活向上推進に要する経費598万8,000円の補正は、高速バス停留所、高速砂川石山出入り口がある砂川サービスエリア上り線の側道に道路照明が設置されていないことから、夜間の高速バス利用者の安全を図るため防犯灯を設置するものであり、工事費及び電気料であります。同じく、一つ丸、北地区コミュニティセンターの管理に要する経費1,612万6,000円の補正は、現在12カ所ある指定避難所のうち、自家発電装置を有するのは公民館、総合体育館の2カ所であり、市内北地区には長時間の停電に対応する指定避難所がないことから、災害時に必要となる照明、暖房、充電などの電力の確保を図るため、北地区コミュニティセンターに自家発電装置を設置する工事費であります。

同じく、13目まちづくり推進費で一つ丸、協働のまちづくりに要する経費28万円の補正は、防災対策では自助、共助、公助の連携が重要であり、町内会が力を合わせて行う共助として自主防災組織がますます重要となっていることから、自主防災組織を組織化している町内会に対して防災資機材の購入費用として補助率100%で2万円を上限として地域コミュニティ活動支援事業補助金を補助するものであります。

次に、26ページ、同じく、二重丸、駅前地区整備の検討に要する経費584万8,000円の補正は、駅前地区については庁舎建設検討審議会においてにぎわいの創出など利活用の検討が附帯意見とされており、昨年商工会議所を中心に設立されたにぎわいのある街づくり協議会においても検討がなされ、本年3月に提言をいただいたことから、今後は市民の皆様から幅広くご意見を伺いながら駅前地区の整備に係る基本構想の策定を進めるため、基本構想策定支援の委託料及び事務経費であります。

同じく、15目庁舎建設事業費で二重丸、庁舎建設事業費3億1,434万1,000円の補正は、庁舎建設工事につき令和元年度から3年度の継続事業であり、3カ年合計35億6,739万5,000円のうち、今年度分の工事費と工事監理委託、機能移転等支援業務委託経費であり、工事概要は鉄骨造地下1階、地上4階、塔屋1階建て5,932.15平方メートルであり、附属説明資料として工事概要を添付しておりますので、ご高覧をお願いいたします。あわせて庁舎建設地支障物件撤去工事であります。

次に、28ページ、3款民生費、1項6目老人福祉費で一つ丸、老人憩の家の管理に要する経費130万5,000円の補正は、北光、石山、宮川老人憩の家の玄関前階段など

の経年劣化が著しいことから、安全と利便性の向上を図るために改修する工事費であります。

同じく、2項1目児童福祉総務費で一つ丸、母子父子福祉に要する経費58万円の補正は、児童扶養手当の情報連携に際し、改正データ標準レイアウトを適用するため、児童扶養手当システム及びID連携サーバの改修が必要となったため、番号制度システムの整備委託をするものであります。同じく、二重丸、未婚のひとり親支援に要する経費133万9,000円の補正は、10月より消費税率が10%に引き上げられることに伴い、児童扶養手当受給者のうち婚姻歴のない未婚のひとり親に対して臨時、特別の措置として児童扶養手当に1万7,500円を上乗せして支給するため、給付費及びシステム改修等を行うものであります。

同じく、4目子育て支援費で二重丸、幼児教育無償化に要する経費1,396万9,000円の補正は、10月の消費税率引き上げにあわせて幼児教育、保育を無償化する改正子ども・子育て支援法が施行され、保育所、幼稚園等の保育料の無料化が拡大されるため、必要となる保育システムの改修及び準備に係る経費でございます。

次に、30ページ、同じく、5目保育所費で一つ丸、保育所の運営管理に要する経費の空知太保育所屋外灯油タンク取りかえ工事費23万2,000円の補正は、昭和58年の開設以来使用している3基について老朽化により油漏れ事故のおそれがあることから、取りかえ工事を行うものであり、備品購入費29万円の補正は、災害時には避難車として利用できる多人数の乗用が可能なカートについて各保育所に1台が配置されているが、ひまわり、さくら保育園では歩行初期の低年齢児童が多いため、各1台を追加するものであります。

同じく、3項1目生活保護総務費で一つ丸、生活保護事務に要する経費の健康管理支援業務委託料270万円の補正は、生活保護受給者に対し、医療扶助等の抑制につなげることを目的として、的確な健康管理指導を行うため、健康管理支援に伴うデータ収集及び解析を外部事業者に委託するものであります。

次に、32ページ、4款衛生費、1項2目予防費で一つ丸、感染症予防に要する経費の風疹抗体検査委託料192万8,000円及び風疹予防接種委託料66万3,000円の補正は、感染の拡大が懸念される風疹対策として現行の制度に加え、抗体保有率の低いとされる世代の男性に対し抗体検査を無料で実施するとともに、その結果抗体価の低い方に無料で予防接種を実施することにより接種しやすい環境を整え、感染拡大を防止するための経費であります。同じく、一つ丸、がん対策推進に要する経費の器具借上料5万円の補正は、大腸がんについて検診の受診率が低い状況であるため、子供と保護者に対し、がん教育媒体を借り上げ、大腸がん予防のPRを実施するための経費でございます。同じく、一つ丸、健康教育に要する経費で消耗品費13万円の補正は、自殺対策基本法の改正により自殺対策計画を策定したところであり、自殺対策として普及啓発のため、パンフレット

を購入するものであります。同じく、二重丸、健康づくり推進事業に要する経費135万円の補正は、特定健診や各種がん検診等の受診率向上や肥満予防等のための運動習慣の確立のため、各種事業に参加の際に健康ポイントを付与し、一定のポイントに達した方に対し特典を贈呈することで市民の健康づくりへの動機づけや意識の向上を図るものであります。

次に、34ページ、6款農林費、1項2目農業振興費で一つ丸、農業振興事業に要する経費のスマート農業推進補助金150万円の補正は、ビニールハウスの自動巻き上げ機の導入経費の一部支援を行い、農業者のスマート農業に対する関心の醸成を図るとともに、農作業における省力化、軽労化を推進することにより担い手の育成確保を図るものであり、全国リンゴ研究大会北海道大会補助金2万円の補正は、北海道七飯町において本年9月3、4日に開催される全国リンゴ研究大会に対し補助するものであります。同じく、一つ丸、鳥獣被害対策に要する経費で備品購入費10万8,000円の補正は、昨年度ヒグマ対策として監視カメラを購入し、出没状況を監視したことで箱わなの設置や撤去の判断に効果を上げていることから、ヒグマの出没が複数箇所同時であることが多いため、監視カメラ2台を追加購入し、対策の強化を図るものであります。同じく、一つ丸、北吉野コミュニティセンターの管理に要する経費の屋根、外壁改修工事費495万6,000円の補正は、屋根、外壁等の劣化が著しいため、改修することで施設の長寿命化を図るものであります。同じく、二重丸、環境保全型農業直接支払交付金417万9,000円の補正は、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体に対し、当該営農活動の実施に伴う費用の一部を支援するものであります。

同じく、3目農業基盤整備事業費で一つ丸、農業農村整備に要する経費の道営北光袋地地区水利施設等保全高度化事業負担金10万円の補正は、北光袋地地区のかん水体制が整備されていないことから、今般道営事業により整備を行うため必要な調査を依頼するものであり、調査経費について道と折半で負担するものであります。

同じく、2項1目林業振興費で二重丸、未来につなぐ森づくり推進事業補助金493万9,000円の補正は、森林資源の循環利用を促進し、森林の多面的機能の保全を図るため、伐採後は確実な植林を行うことが重要であるが、所有者の負担が大きいことから、当該事業に対し補助することで負担の軽減を図るものであります。同じく、二重丸、森林経営管理に要する経費210万円の補正は、森林経営管理法の施行により森林所有者の責務が明確化されたことに伴い、経営や管理が適切に行われていない森林について改善を図るため、市町村が仲介し、森林所有者と林業経営者をつなぐシステムを構築することとなり、対象森林の植生状況を把握し、所有者の意向を調査するに当たり植生調査委託を行うものであり、財源は新たに創設された森林環境譲与税であるが、事業施行初年度の本年度は森林の植生調査を行い、譲与税の残余分の116万円は後年次に実施する事業に充てるため、森林環境整備基金を設置し、積み立てるものであります。

次に、36ページ、7款商工費、1項1目商工振興費で一つ丸、商工業振興対策に要する経費の中小企業等振興補助金6万円の補正は、新たな需要の創出を目指す創業者に必要な経費の一部を補助することにより、継続的な経営に向けた支援を行うものであります。次に、プレミアム商品券発行事業補助金400万円の補正は、砂川商工会議所が実施するプレミアム商品券発行事業に対し、その経費の一部を補助することにより地元商店街等の消費活動を促し、活性化を図るものであります。次に、商店会連合会商品券発行事業補助金260万円の補正は、砂川商店会連合会加盟店に利用範囲を限定した商品券の発行及び商店会ゼミナールを開催し、地元商店街における直接的な購買行動を促し、活性化を図るものであります。同じく、二重丸、スイートロード事業補助金37万円の補正は、砂川のお菓子の魅力でまちのイメージアップと市外消費者の誘客を図るすながわスイートロード協議会が実施する事業を円滑に行えるよう、経費の一部を補助するものであります。同じく、二重丸、地域ブランド構築に要する経費785万5,000円の補正は、これまで市内のさまざまな関係者によりセミナー等を開催するなど基礎的な知識の共有を図ってきましたが、本格的な実施に向けて外部専門家による支援を受けながら地域資源の発掘を行い、販路拡大と売り上げの向上を目指す地域ブランドを構築するため、事務局業務を委託する委託料及び旅費等、その他の経費であります。

同じく、2目企業誘致費で一つ丸、企業誘致に要する経費の企業立地意向調査委託料275万円の補正は、市の経済発展に寄与する企業誘致や企業立地の推進は大変重要な課題であり、道内外からの企業誘致の強化を図るため、新たな企業訪問先の開拓を図るため、当市への立地意向調査を委託するものであり、あわせて企業誘致旅費14万2,000円を補正するものであります。

次に、38ページ、8款土木費、2項2目道路橋梁維持費で二重丸、道路橋梁の修繕工事費4,558万6,000円の補正は、市道東一線の舗装補修工事及び排水修繕工事、南8号線の排水修繕工事、北5丁目跨線橋の舗装修繕工事を行うものであります。

同じく、3目道路橋梁新設改良費で二重丸、道路橋梁新設改良事業費1億7,927万5,000円の補正は、市道5路線の改良舗装工事及び街路灯設置等工事を行うものであります。

同じく、3項1目河川費で二重丸、護岸改修事業費1,550万円の補正は、融雪及び大雨による増水によって護岸が崩れた南5号川の護岸改修工事を行うものであります。

同じく、4項1目都市計画総務費で二重丸、JR砂川駅設備改善事業に要する経費9万3,000円の補正は、JR砂川駅の待合環境改善について上りホーム待合室を設置し、供用開始する予定であり、待合室の維持管理をJR北海道に委託するとともに、建物総合共済保険に加入するものであります。

次に、40ページ、同じく、2目公園管理費で一つ丸、公園の維持管理に要する経費の工事請負費259万2,000円の補正は、公園施設長寿命化計画に基づく公園遊具等の

修繕工事及び若草公園階段手すりの修繕工事を行うものであり、備品購入費57万5,000円は、北光公園用の芝刈り機を更新するものであります。同じく、二重丸、砂川緑地の復旧に要する経費2,400万円の補正は、オアシスゴルフ場の閉鎖に伴い、占用している河川緑地を国へ返地するため、占用施設を撤去し、原形復旧を行うものであります。

同じく、5項1目市営住宅管理費で一つ丸、市営住宅の管理に要する経費の北光団地内公園環境整備実施設計委託料228万8,000円は、団地内公園環境整備を行うための実施設計委託であり、工事請負費4,107万3,000円は東町団地物置屋根改修工事、宮川西団地屋根外壁改修工事、宮川中央団地公園環境整備工事を実施するものであり、修繕料292万4,000円は火災報知機バッテリーの更新及び集中給油システムの更新であり、備品購入費16万円は消火器の更新を行うものであります。同じく、一つ丸、改良住宅の管理に要する経費の北光・宮川中央団地公園環境整備実施設計委託料196万8,000円は団地内公園環境整備を行うための実施設計委託であり、工事請負費1,297万2,000円は宮川中央団地非常用照明LED化工事、宮川中央団地物置屋根改修工事を実施するものであり、修繕料52万7,000円は火災報知機バッテリーの更新であり、備品購入費4万円は消火器の更新を行うものであります。

次に、42ページ、9款消防費、1項1目消防費で一つ丸、砂川地区広域消防組合負担金542万2,000円の補正は、計画的に実施している消火栓の新設、更新及び消火栓等の除雪のため除雪車の購入などを行うものであります。

同じく、2目災害対策費で一つ丸、災害対策に要する経費の備品購入費211万9,000円の補正は、冬期間の災害発生にも対応できるよう高齢者にも優しい段ボールベッドや移動かまど、カセットコンロなどの購入費であり、消耗品費14万7,000円の補正は、コンテナボックス等の購入費であります。

次に、44ページ、10款教育費、1項2目事務局費で一つ丸、砂川高校の支援に要する経費80万5,000円の補正は、砂川高校の魅力を高め進学希望者の増加を促すため、新たに看護予備校、公務員予備校の集中講座受講に対し補助を行うものであります。同じく、二重丸、市立小中学校の適正規模、適正配置の検討に要する経費で36万2,000円の補正は、より充実した教育環境の整備と住民理解が図られるよう、学校適正配置の基本計画策定に向けて市内の関係者、団体の代表者で構成する組織を立ち上げ、検討を進める経費であります。

同じく、2項1目小学校管理費で一つ丸、学校の管理に要する経費の校舎内床ワックス塗布委託料78万2,000円は、各小学校について床ワックスの塗布を計画的に行っているものであり、工事請負費2,083万4,000円は、砂川小学校体育館トイレ洋式化工事、豊沼小学校トイレ洋式化工事及び校舎外壁改修工事、中央小学校校舎外壁改修工事、空知太小学校体育館外壁改修工事及び放送設備改修工事、宮川教員住宅解体工事を行うものであり、備品購入費235万2,000円は、豊沼小学校家庭科室ガス器具更新及

び除雪機更新、中央、空知太小学校印刷機更新、中央小学校物置設置であります。

同じく、3項1目中学校管理費で一つ丸、学校の管理に要する経費の工事請負費89万1,000円は、砂川中学校校舎外壁改修工事、石山中学校校舎外壁改修工事であり、備品購入費159万5,000円は、砂川中学校柔道用畳を更新するものであります。

次に、46ページ、同じく、4項1目社会教育費で一つ丸、芸術文化事業に要する経費35万1,000円の補正は、砂川市文化協会が開催する子育て世代や障害者など福祉関連団体を含む団体、グループを対象にした（仮称）砂川市みんなの音楽まつりの経費の一部を補助するものであります。同じく、一つ丸、青少年健全育成事業に要する経費9万7,000円の補正は、ジャリン子防災キャンプ事業の実施に係る費用であります。同じく、一つ丸、地域交流センターの運営管理に要する経費の運営管理委託料737万9,000円は施設運営管理上必要な定期点検、修繕、更新を行うための委託料を増額するものであり、備品購入費94万7,000円は大判プリンター及び電動裁断機の更新、オーディオインターフェースの更新、パソコンの更新をするものであり、その他の経費5万6,000円はパソコン用ウイルス対策ソフトの使用料であります。

同じく、2目公民館費で一つ丸、郷土資料室の運営管理に要する経費のデジタルデータ化委託料47万1,000円は、視聴覚ライブラリー、郷土資料室に保存、収集している映像や音声資料のうち郷土資料として後世に残すべき資料をデジタルデータ化するものであり、備品購入費22万2,000円は経年劣化によりふぐあいが生じているパソコン、デジタルカメラを更新するものであります。

同じく、3目図書館費で一つ丸、図書館の運営管理に要する経費の工事請負費1,428万5,000円は屋上の防水改修工事及び閉架書庫移動式書架改修工事であり、備品購入費47万1,000円は雑誌架を更新するものであります。

同じく、5項1目市民スポーツ推進費で一つ丸、体育振興及び指導に要する経費の36万円の補正は、平成23、27年度に引き続き剣道スポーツ交流事業として赤穂市より関係者が来砂するため、友好親善都市スポーツ交流事業補助金として経費の一部を補助するものであります。

同じく、2目体育施設費で一つ丸、テニスコートの管理に要する経費577万5,000円の補正は、開設から23年が経過する市営テニスコートは、砂入り人工芝の破断など各設備の老朽化によりふぐあいを生じているため、改修工事の実施設計を委託するものであります。

次に、48ページ、同じく、6項1目給食センター費で一つ丸、学校給食の実施に要する経費の下処理室改修工事費100万9,000円は老朽化に伴い改修を実施するもので、備品購入費1,053万8,000円は真空冷却機及び副食用保温食缶を更新するものであります。

次に、50ページ、12款諸支出金、2項4目介護保険会計繰出金で一つ丸、介護保険

会計繰出金の21万2,000円の補正は、介護報酬の改定に伴うシステム改修の一般会計の負担分であります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては7ページの総括でご説明申し上げます。2款地方譲与税で210万円の補正は、森林環境譲与税の創設により森林環境譲与税が交付されるものであります。

次に、14款国庫支出金で9,900万9,000円の補正は、団地公園環境整備事業に係る社会資本整備総合交付金事業費補助金、学校施設環境改善事業に係る学校施設環境改善交付金事業費補助金、幼児教育無償化システム改修等事業及び母子家庭等対策総合支援事業費に係る児童福祉費補助金、生活保護適正実施推進事業費に係る生活保護適正実施推進事業費補助金、再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業費に係る再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業費補助金、緊急風しん抗体検査等事業費に係る特定感染症検査等事業費補助金であります。

次に、15款道支出金で723万7,000円の補正は、環境保全型農業直接支払事業に係る農業奨励費補助金、未来につなぐ森づくり推進事業費に係る林業奨励費道補助金、地域自殺対策強化事業費に係る地域自殺対策強化交付金事業費補助金、地域づくり推進事業費に係る地域づくり総合交付金事業費補助金であります。

次に、16款財産収入で180万円の補正は、駅前地区整備に係る土地、建物の購入に伴う月決め駐車場収入及び建物賃貸収入であります。

次に、18款繰入金で2億7,015万4,000円の補正は、財源調整のための財政調整基金繰入金、ふるさと納税を一時的に積み立てた基金から各事業に充てるまちづくり事業基金繰入金、社会福祉事業振興基金繰入金、庁舎建設のために積み立てた基金から庁舎建設事業に充てる庁舎整備基金繰入金であり、それぞれ目的に合わせて基金を繰り入れるものであります。

次に、20款諸収入で922万5,000円の補正は、健康づくり推進地域支援事業助成金、ふるさと財団地域再生マネージャー事業補助金、いきいきふるさと推進事業助成金、市町村防災・減災対策事業推進交付金であります。

次に、21款市債で4億4,070万円の補正は、団地公園環境整備事業に係る土木債、道路整備事業、給食センター整備事業、市営テニスコート整備事業に係る過疎対策事業債、庁舎建設事業、東1線舗装補修事業に係る公共施設等適正管理推進事業債、自家発電機設置事業及び消防水利建設・更新事業に係る緊急防災・減災事業債であります。

以上が歳入であります。

なお、52ページに継続費に関する調書、54ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 (登壇) それでは、私から議案第2号 令和元年度砂川

市介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1号となります。

なお、今年度の砂川市介護保険特別会計予算全体における元号の表示については、令和に統一するものとします。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億991万7,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。12ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費でアンダーラインを付しております電算システム改修委託料42万2,000円の補正は、本年10月に実施予定の介護職員のさらなる処遇改善及び消費税率の引き上げによる影響分に対応する介護報酬改定に伴うシステム改修に要する経費であります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括でご説明させていただきます。3款国庫支出金21万円、7款繰入金21万2,000円の補正は、いずれも電算システム改修に伴う国庫補助金及び一般会計繰入金の増によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 建設部長。

○建設部長 近藤恭史君（登壇） 議案第3号 令和元年度砂川市下水道事業会計補正予算についてご説明を申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと存じます。第1条は、今回の補正を第1号とし、今年度の砂川市下水道事業会計予算全体における元号の表示については令和に統一するものであります。

第2条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するものであり、「当年度利益剰余金処分量1億9,278万7,000円」を「当年度利益剰余金処分量1億6,348万7,000円」に改めるものであります。これは、資本的収入で2,930万円増額し、収入の総額を1億9,883万1,000円とするものであります。

第3条は、予算第5条で定めた企業債の補正であります。下水道資本費平準化債の限度額を2,930万円増額し、総額を1億5,180万円とするものであります。これは、公営企業会計の適用拡大に係る地方財政措置により下水道資本費平準化債の発行可能額が減少する場合における激減緩和措置の適用により、発行可能額が増加したことによるものであります。

2ページをお開きいただきたいと存じます。第4条は、予算第10条で定めた利益剰余金の処分において本文中「当年度利益剰余金のうち1億9,278万7,000円」を「当年度利益剰余金のうち1億6,348万7,000円」に改めるものであります。

4ページをお開きいただきたいと存じます。資本的収入であります。1項企業債2,

930万円の増額は、1目企業債で下水道資本費平準化債2, 930万円の増額によるものであります。

なお、6ページ以降には関連する資料を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で各議案の提案説明を終わります。

◎休会の件について

○議長 水島美喜子君 お諮りします。

6月20日は、議案調査等のため本会議を休会にしたいと思えます。このことにご異議はありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、6月20日は休会することに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長 水島美喜子君 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 0時13分